

議会運営委員会 会議録（要旨）

○ 開催年月日 平成 28 年 9 月 5 日（月）

午前 10 時 00 分 開会

午後 0 時 23 分 閉会

○ 場 所 第 3 常任委員会室

○ 出席委員（10名）

委員長	宮 城 司
委員	呉 屋 等
委員	桃 原 功
委員	上 地 安 之
委員	伊 波 一 男

副委員長	米 須 清 正
委員	佐 喜 真 進
委員	平 良 眞 一
委員	島 勝 政
委員	我 如 古 盛 英

議長	大 城 政 利
----	---------

○ 欠席委員（0名）

○ 委員外議員（0名）

○ 説明員（0名）

○ 議会事務局職員出席者（3名）

局長	宮 城 光 徳
議事係長	中 村 誠

課 長	多 和 田 眞 満
-----	-----------

○ 協議案件

1. 議会改革に関する検討事項について

- ① 開議時間の変更等について
- ② 一般質問における自席答弁の実施について
- ③ 全員協議会及び各派代表者会議に関する規程の決定について
- ④ 陳情取扱要綱の決定について
- ⑤ 議員個々の賛否公表について
- ⑥ 政務活動費収支報告書の公表について
- ⑦ 委員会等の会議録の公表について
- ⑧ 議員研修の充実について
- ⑨ 決算審査のあり方の見直しについて

議会運営委員会（要旨）

平成 28 年 9 月 5 日（月）

○宮城司 委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前 10 時 00 分）

【議題】

・開議時間の変更等について

・一般質問における自席答弁の実施について

- 呉屋等 委員 会議時間は条例で午前 10 時から午後 4 時までと規定されていると思うが、その場合は条例改正が必要ではないか。
- 議会事務局 会議時間については会議規則のみ規定されている。
- 伊波一男 委員 会議時間については、現状のとおりでよい。また、一般質問における自席答弁については、議員から答弁者へ死角が発生しないようにしていただきたい。相当な時間短縮に繋がるものとする。
- 桃原功 委員 6 月定例会の一般質問は、21 日以外、午前中で 2 人の議員の一般質問が終了している。自席答弁を導入することによりほぼクリアできるものとする。実施してもよいのではないか。
- 上地安之 委員 本市の質問時間は、「答弁を含めないで 30 分」であるが、他市も同様か。他市における、午前・午後の開議時間、答弁を含めた質問時間設定になっているのか、また、午前・午後とまたがるケースもあるのか事務局において確認していただきたい。
- 議会事務局 他市も開議時間は午前 10 時となっている。一般質問の実施状況等については調査してまいりたい。
- 桃原功 委員 自席答弁を導入しないメリットもあるとする。
- 我如古盛英 委員 開議時間の変更について、市当局の考え方はどうか。自席答弁については、議会基本条例も施行していることを踏まえ、実施する方向で進めてよいものとする。
- 議会事務局 市当局とは正式な調整は行っていない。また、午前中に 30 分以上を残して議員 2 人の質問が終了したケースもある。その際のルール作りも必要になるものとする。
- 佐喜真進 委員 開議時間は現状のとおりでよいとする。自席答弁についても、挙手をするタイミングを調整することで、考えるための間合いも取れるのではないかと考える。結論としては自席答弁を導入してよいとする。
- 呉屋等 委員 端の方の議席からは、答弁者が見えづらいという印象がある。引いては傍聴席からも見えづらいということになるため、答弁は従来どおり演壇から行うべきとする。
- 伊波一男 委員 議員から答弁者への死角が発生しないようであれば、自席答弁を導入してもよいものとする。

- 平良眞一 委員 議員と市当局が議論しているという重みもあるため、現行のまま（演壇での答弁）がよいと考える。
- 議会事務局（議席変更案を説明する）
- 呉屋等 委員 議員と答弁者の距離は、単に見えづらいだけではなく、相手の表情や言葉の重みといった観点もある。試験的に実施をしてみて、その後の検証を踏まえ決定してもよいのではないかと。

【協議結果】

今後の検討課題として引き続き協議することに決定（全会一致）する。

【議題】

全員協議会規程の決定について

- 議会事務局 全員協議会開催手続きについて、現在は取り決めがないため、市当局や議員1名以上からの開催申し入れがあれば、議長の判断に基づき開催されてきた。議会改革に関する調査特別委員会の案は、「市当局」や「議員〇名以上」から開催申し入れがあった場合、議長が各派代表者会議に諮って開催の可否を決定するものである。また、絆クラブの案は、原則は現行の手続きと同様であるが、半数以上の議員から開催の申し入れがあった場合は、議長は「開催をしなければならない」とする内容である。
- 桃原功 委員 絆クラブの案には賛成できない。半数以上となると絆クラブ全員でさえ該当しない。少数意見の反映という観点からも「議員〇名以上」とすべきである。
- 呉屋等 委員 「半数以上」としているのは緊急性がある場合を想定しており、全ての招集要件を「半数以上」としているものではない。
- 上地安之 委員 議長が何の基準をもとに全員協議会を開催しているのか見えないところに問題があり、そこで規程を策定すべきではないかというのがスタートである。今後、会議等を市民に公開していくに当たって、全員協議会を開く手続きについても「見える化」を図ろうという趣旨である。
- 伊波一男 委員 基本的には、議会改革に関する調査特別委員会の案のとおりスタートし、運用する中で不都合があればその時に協議してもよいのではないかと。人数についても、一番少数の会派を考慮して「2人以上」としてもよいのではないかと。
- 我如古盛英 委員 議会改革に関する調査特別委員会の案がわかりやすくよいのではないかと。
- 島勝政 委員 いろいろと協議したが、再度持ち帰り検討したい。

【協議結果】

今後の検討課題として引き続き協議することに決定（全会一致）する。

【議題】

会派及び各派代表者会議規程の決定について

- 伊波一男 委員 各派代表者会議の構成の中に、新たに「副議長」が追加されているが、どのような経緯があったのか。
- 議会事務局 同規程の中で「議長に事故があるとき又は議長が欠けたときは副議長がその職務を行う」となっており、その際にもスムーズに運営が行えるよう、通常から会議の構成員として参加すべきとの観点から追加している。
- 桃原功 委員 各派代表者会議の内容が議会運営に関わってくる事案も多々あることから、構成の中に議会運営委員会の正副委員長を入れた方がよいのではないか。
- 議会事務局 議会改革に関する調査特別委員会では、そのような議論は行われていない。
- 呉屋等 委員 この規定の中には採決の方法がないが、議会運営委員会のように「全会一致」とするのか、または「多数決」にするのかといった議論はなかったのか。また、これまではどのようにされてきたのか。
- 議会事務局 これまで同会議の中で、何かの善し悪しを決めるといったことはなく、また他市の規定を見ても採決方法を規定しているところはほとんどないことから、特に規定はせず、これまでどおり「全会一致」の方針で策定している。
- 呉屋等 委員 これまでは議長からの報告が主だったと思うが、今後は判断を委ねられることも想定できるため、その点を議論したほうがよいのではないか。
- 桃原功 委員 あくまでも各派代表者会議に諮られた場合は持ち帰り、会派で協議して答えを出していくという流れでよいのではないか。
- 伊波一男 委員 持ち帰っても全会一致とならない場合はどうするのか。同会議のこれまでの議題としてどのような内容があったか。
- 議会事務局 これまでの運営はほぼ「全会一致」である。

【協議結果】

今後の検討課題として引き続き協議することに決定（全会一致）する。

【議題】

陳情取扱要綱の決定について

- 議会事務局 絆クラブからの修正案は、陳情の取り扱いの申し合わせ事項（議会運営委員会の10日前までに議会事務局で受理したものについては、定例会で取り扱うものとし、それ以降に受理したものについては、次の定例会で取り扱うものとする）を要綱に追加する内容である。

【協議結果】

絆クラブからの修正案のとおり決定（全会一致）する。

【議題】

議決に係る議員個々の賛否公表について

- 宮城司 委員長 公表の対象となる会議について「本会議のみ」または「本会議及び委員会」とするのか協議していただきたい。
- 桃原功 委員 委員会も含めて公表すべきと考える。
- 伊波一男 委員 まずは「本会議のみ」でスタートして、それでも物足りないということであれば再度協議してもよいのではないか。
- 我如古盛英 委員 対象会議は「本会議のみ」とし、対象案件は「賛否が分かれた案件のみ」を公表すべきである。
- 宮城司 委員長 次に対象案件は「全ての議案」または「賛否が分かれた案件のみ」とするのか協議していただきたい。
- 桃原功 委員 全ての案件を公表するほうがよい。賛否の分かれた案件のみだと、市民は議会のバランスを見ることができない。
- 我如古盛英 委員 全て公表することが基本ではないか。
- 議会事務局 現状は市議会だよりとホームページで公表している。賛否が分かれた案件は「賛成多数」「賛成少数」と表記している。個々の賛否や何対何といったところまでは表記していない。
- 伊波一男 委員 見る側としては全ての議案があった方がよいと考える。
- 議会事務局 全議案を載せるとなった場合、ホームページ上は問題ないが、市議会だよりは紙面の都合もあり、厳しいものとする。
- 宮城司 委員長 次に、表決棄権者（退場）があった場合の表記について協議をしていただきたい。
- 議会事務局 他市の事例では、ほとんどが賛成は「○」、反対は「×」、退場は「退」と表記されている。

【協議結果】

議決に係る議員個々の賛否公表について、以下のとおり決定（全会一致）した。

①対象会議：本会議のみ

②公表媒体：ホームページ及び議会だより

③対象案件：「ホームページには全案件」「議会だよりには賛否が分かれた案件のみ」④

表決棄権者の表記：「退」と表記する

【議題】

政務活動費収支報告書の公表について

- 宮城司 委員長 公表内容について、会派ごとの収支報告書とするか、各会派の集約一覧とするか協議していただきたい。
- 議会事務局 議会基本条例を制定している他市の状況としては、県、那覇市、南風原町が公表を行っており、いずれも集約一覧表となっている。

- 呉屋等 委員 集約一覧でよいが、その中で各会派の人数や支給額もぜひ明記していただきたい。
- 宮城司 委員長 次に、公表媒体（ホームページ・議会だより）について協議していただきたい。
- 議会事務局 収支報告書の提出は年に1度となっており、同時期に議会だよりへの掲載は検討してまいりたい。
- 宮城司 委員長 次に、公表時期について協議していただきたい。
- 伊波一男 委員 平成28年度分からでよいのではないか。

【協議結果】

政務活動費収支報告書の公表について、以下のとおり決定（全会一致）した。

- ①公表内容：各会派の集約一覧
- ②公表媒体：ホームページ及び議会だより
- ③公表時期：平成28年度報告分から

【議題】

委員会等の会議録の公表について

- 宮城司 委員長 公表方法について、「ホームページ上で公表」または「事務局内で保管し閲覧させる」とするのかを協議していただきたい。
- 上地安之 委員 要約された委員会の議事録をホームページ上へ掲載する場合、かなり長くないか。ホームページ上では会議録閲覧の案内だけを行い、議会事務局内で実際に閲覧させる方法でもよいのではないか。
- 議会事務局 ホームページ上へ掲載するに当たっても、委員会ごとのPDFデータを貼り付けするだけであり、スペース、容量を取るものではないと考える。
- 呉屋等 委員 既存の「会議録検索システム」へは組み込まれるのか。
- 議会事務局 それについては別途経費もかかってくることから、今のところ考えてはいない。
- 伊波一男 委員 異議なし。
- 上地安之 委員 ホームページ上で公表すべきである。
- 宮城司 委員長 次に、対象とする会議は、議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会、各派代表者会議、全員協議会、広報広聴委員会、政策討論会があるが、取り扱いを協議していただきたい。
- 上地安之 委員 全ての会議を対象とすべきである。

【協議結果】

委員会等の会議録の公表について、以下のとおり決定（全会一致）した。

- ①公表方法：ホームページ
 - ②対象会議録：議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会、各派代表者会議、全員協議会、広報広聴委員会、政策討論会
-

【議題】

議員研修の充実について

- 宮城司 委員長 今年度予算で4回分の議員研修費が計上されているが、研修に係る企画立案主体や決定主体について協議いただきたい。
- 伊波一男 委員 必ず4回というルールがあるのか。
- 議会事務局 本市における講師への謝礼金には基準額があり、それに基づき計上している。この金額を越えて支出することは厳しいものと考えており、計上どおりでいくと4回分程度となる。
- 呉屋等 委員 研修は全議員が受けるということか、または、各常任委員会だけを対象に行ってもよいのか。
- 議会事務局 条例の趣旨からも全議員を対象とした研修を考えている。
- 上地安之 委員 今の内容からすると各派代表者会議で議論すべきではないか。

【協議結果】

議員研修については、各派代表者会議で詳細を協議することに決定（全会一致）する。

【報告】

決算審査のあり方の見直しについて

- 平良眞一 総務常任委員長 総務常任委員会で決定したことを報告する。議会基本条例施行に伴い、各委員会を公開することとなっており、その傍聴席を確保するために決算審査の方法を見直すものである。（運営要領を説明する）なお、見直し案については、今議会から実施してまいりたい。
-

- 宮城司 委員長 次の議会運営委員会は9月13日に開催することといたします。以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

（閉会時刻 午後0時23分）